

大和市条例第15号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月25日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第15号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由により当該期限までに申請することができないと認められる場合に限り、当該期限を経過した後においても申請することができる。

第13条第1項ただし書中「同法第317条の2第1項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。